

一般社団法人 埼玉県介護福祉士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人埼玉県介護福祉士会と称する。

第2条

(主たる事務所等)

第3条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により支部事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第4条 当法人は、すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる福祉社会を実現しようとする、公益社団法人日本介護福祉士会の理念に基づき、埼玉県内における介護福祉士の職業倫理の向上、介護福祉士に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護福祉士の資質の向上と介護に関する知識技術の普及、後進等の育成を支援し、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (2) 介護福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (3) 介護福祉士の社会的地位向上と相互福祉に関する事業
- (4) 介護福祉士の資格取得を目指す者に対する支援に関する事業
- (5) 介護福祉士に関する刊行物の発行及び調査研究に関する事業
- (6) 埼玉県内の社会福祉専門職団体及び福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者との連携に関する事業
- (7) 日本介護福祉士会及び都道府県介護福祉士会との連携による介護福祉士の向上と開発改善及び社会福祉の増進に資する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

2 定時総会後の当法人の貸借対照表は、1年間継続して公告する。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員（会員）総会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法第42条の規定により介護福祉士として登録した者であって当法人の目的に賛同して入会し、会費を納入した個人
- (2) 準会員 当法人に介護福祉士資格取得等を目的として入会した個人（介護福祉士養成校学生、介護等に係る者）
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会の推薦により社員総会において承認された個人

(入会)

第8条 正会員又は準会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は準会員、賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 準会員、賛助会員は、社員総会において別に定める準会費、賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上継続して滞納したとき
- (2) 正総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又失踪宣告を受け若しくは会員である団体が消滅したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 会員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、「会員総会」と称し、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

(構成)

第15条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 会員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

- (8) 解散及び残余財産の帰属
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会に於いて会員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時会員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その召集手続きを省略することができる。

2 会議を招集するには、会議の日時及び場所、目的たる事項及び内容を示した書面により、会議の日の5日前までに会議の会員に通知しなければならない。

3 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、会員総会招集の請求をすることができる。

4 前項の場合には、前項の請求があった日から60日以内に臨時会員総会を招集しなければならない。

(議長)

第19条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その会員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

2 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から会長が指名する。

(決議)

第20条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 会員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案にした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があったもの

とみなす。

(議事録)

第23条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、開催日時・場所、審議事項、議事の経過の要領・結果等及び会員総数・出席者数を記載して議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項議事録に記名押印する。

(会員総会規則)

第24条 会員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、会員総会において定める会員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上16人以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とすることができる。

3 副会長を業務執行理事とし、そのうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。業務執行理事が分担する業務は、理事会に於いて別に定めるところによる。

(顧問、相談役、参与)

第26条 当法人に、任意の機関として、1名以上3名以内の顧問、相談役、参与を置くことができる。

2 顧問、相談役、参与は、次の業務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

(3) 参与の職務は、理事会において定める。

3 顧問、相談役、参与の選任及び解任は、理事会に於いて決議する。

4 顧問、相談役、参与の報酬は、無償とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 理事の内、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括・執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、次の理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(1) 理事の業務の執行及び法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事への監事の選任に関する同意権等

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法

令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務の執行又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
- (6) その他法令で定められた事項

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事又は監事は、再任することができる。

(解任)

第31条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第32条 役員には、報酬を支給することができる。

2 報酬を受ける役員及び報酬の額については、会員総会の議決により定める。

3 会長は、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、会員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき

(3) 監事が必要と認めて理事長に召集の請求があったとき

(4) 前2号又は3号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を臨時理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に於いて、その請求をした理事又は監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。但し、前条第3項第4号により理事又は監事が招集する場合を除く。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで理事会を開くことができる。

3 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない

(議長)

第37条 理事会の議長は、この定款に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議決の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事録については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般社団法人法施行規則第15条第3項で定める事項を議事録に記載し、出席した理事及び監事がこれに署名・押印しなければならない。

2 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第43条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 財産から生じる収入
- (7) その他の収入

2 前項の財産は、会員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の30日前までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、その事業年度の開始の日から3か月以内に承認を得るものとする。

2 前項但し書きの場合、その承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をし、これを新たに成立した予算に基づくものと見なす。

3 会長は、第1項の事業計画または予算を変更する場合は、第1項の承認をえなければならない。但し、軽微な変更については、この限りでない。

4 本条の書類については、主たる事務所及び支部事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告書及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時会員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(賞味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、支部事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び支部事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、合併等、解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(合併等)

第48条 当法人は、会員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、他の一般社団及び一般財団に関する法律上の法人との合併、事業の全部の譲渡を決議することができる。

(解散)

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、会員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第8章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 附則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第53条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第54条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第55条 当法人の設立時役員は、設立時理事 平木 久子他15名及び会計監査人は、設立時監事 橘 英美子他1名である。

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第56条 設立時社員 氏名 平木 久子他4名である。

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人埼玉県介護福祉士会設立のため平成21年7月1日定款を作成した。

準会員に関する定款の変更は、平成29年6月25日から施行する。

1 準会員の会費について

(1) 準会員会費は、年間3,000円

2 準会員・賛助会員の研修参加等について

(1) 準会員は、生涯研修制度研修、実習指導者講習会以外の研修参加とし、研修参加費を会員同様とする。

(2) 賛助会員の団体は、実習指導者講習会以外の研修参加費用を

- (賛助会費一口につき一名分、二口につき二名・・・) 会員同様とする。
- (3) 賛助会員の個人は、実習指導者講習会以外の研修参加費用を会員同様とする。